

簡易ガス事業制度の概要

1. 制定の経緯

(1) LP ガス導管供給事業の登場と発展

簡易ガス事業は、70 戸以上の利用者に対する簡易なガス発生設備を用いた導管供給事業である。供給されるガス種の大半は LP ガスであり、ごく一部に圧縮天然ガスを用いる場合がある。簡易ガス事業制度は、昭和 45 年(1970 年)に改正・施行されたガス事業法改正により創設され、公益事業としての規制を受けることとなった。

こうした導管供給事業は、昭和 31 年(1956 年)の横浜市保土ヶ谷区及び千葉県鎌ヶ谷町の団地が最初であったとされる。昭和 30 年代前半から、特に関東及び関西の大都市部で急速に人口が増加し、これに伴う住宅数の不足を賄うため、郊外において団地建設が急速に進められた。こうした地域では、都市ガス事業(一般ガス事業)の供給区域内であっても、急速な開発に導管の延伸が追いつかず、建設される団地に即時に都市ガスを供給することが困難であった。

他方、1950 年代半ばから、薪炭、練炭に代わって、新しい家庭用燃料として、LP ガスが普及し始めた。LP ガスの供給方法は、当初は主にシリンダーによるものであったが、集合住宅や住宅団地においては、シリンダー庫から小規模な導管を用いて効率的に供給を行う導管供給方式が開発された。こうした導管供給方式の設備は、都市ガスの導管に比べ設置が簡便で、迅速な展開が可能という利点があったため、都市ガス導管が敷設されていない郊外での団地増加に伴い、LP ガスの導管供給方式の採用例が増加した。昭和 42 年(1967 年)には、導管供給方式による供給地点は 9,651 に達し、その大部分が都市ガスの供給区域内にあった。

(2) 都市ガス事業との競合

1960 年代に入り、LP ガス事業者による導管供給方式が普及するにつれ、特に都市ガス供給区域内において都市ガス事業者との競争が激化した。ガス事業法では、供給区域内で都市ガス事業に独占的供給を認めることにより都市ガス導管の計画的な敷設を推進し、スケールメリットによる消費者利益の増進を目指していた。一方、LP ガスの導管供給事業は当時ガス事業法の規制対象か否かが明確ではなく、LP ガス事業者が都市ガス供給区域内でも導管供給事業を行う一方、これに対抗して、都市ガス事業者も自身あるいは関連会社により LP ガスの導管供給事業を推進した。こうした都市ガス供給区域内での LP ガスの導管供給事業の増加により、都市ガス導管の計画的な敷設が阻害される懸念が生じ、LP ガスの導管供給事業に関する規制のあり方が議論されるようになった。

LP ガス事業者側には、シリンダー供給と同様に、当時検討中であった液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)の対象とし、供給区域内でも自由な営業を認めるべきとの意見が多かった。これに対し、都市ガス事業者側では、導管供給という方式をとることからガス事業法の対象の一つとして位置づけ、都市ガス供給区域内での営業を規制すべきとの意見が強かった。こうした中、昭和 42 年(1967 年)の液石法の国会審議の過程で、通商産業省から、LP ガスの導管供給事業を液石法

とガス事業法のいずれの対象とするかについては、総合エネルギー調査会ガス部会を設置して引き続き審議する方針が示された。

(3) ガス事業法改正と簡易ガス事業制度の創設

昭和42年(1967年)11月から検討を開始した総合エネルギー調査会ガス部会は、昭和43年(1968年)7月に答申をとりまとめた。その中で、LPガス及び都市ガスの役割について、「LPガスがその簡便性により都市ガスの普及していない地域において大きな役割を果」たすとする一方、「市街地及び将来市街地になると思われる都市部においては秩序ある都市づくりを行い、住民全体の福祉を図る意味において計画的に都市ガス導管が敷設されることが望まし」とした。

こうした基本的考え方にに基づき、都市ガス供給区域内におけるLPガス導管供給事業と都市ガス事業との調整においては、①その地域全体の消費者の利益、②二重投資の排除、の観点から公正かつ合理的な取扱いをする必要があるとし、ガス事業法を改正し、一定範囲の小規模導管供給事業を簡易ガス事業として位置づけ、一般ガス事業と同様の規制を課すこととした。簡易ガス事業の範囲としては、「LPガス小規模導管供給のうち、供給の相手方の数が50世帯以上の集団需要者に対するものである場合は簡易ガス事業として取扱い」、その数に満たないものは液石法の対象として取り扱うことが提案された。簡易ガスを供給地点数が50世帯以上の事業とした背景としては、以下の点が挙げられる。

- ①50世帯未満を対象とするLPガス販売事業者に対しては、消費者が共同して料金その他の供給条件について折衝したり、当該事業者からの供給を断って他業者に新たに供給を依頼することができる。
- ②50世帯未満を対象とする事業は、設備投資額が比較的小さく、規制がなくとも二重投資の弊害が生じる可能性が低い。さらに、設備投資が少額であるため、新規参入により利用者の選択肢が確保される。
- ③土地収用法に基づき「日本住宅公団等が行う50戸以上の1団地の住宅経営」の事業は土地収用の対象となるとして、50戸以上の団地における住宅経営に公益性を認めている。

この答申に沿った形で、昭和44年(1969年)にガス事業法改正法案が国会に提出された。この国会審議の過程では、LPガス事業者の立場から簡易ガス事業の下限(50戸)の大幅引き上げ等の主張があった一方、都市ガス事業者の立場からは政府原案どおりの成立の主張があった。こうした情勢を反映し、簡易ガス事業の下限を50戸から70戸に引き上げる修正がなされた上で、昭和45年(1970年)に本法案は成立し、ガス事業法における簡易ガス事業制度が創設された。

2. 制度の枠組み

簡易ガス事業は、都市ガス事業(一般ガス事業)と同じく、経済産業大臣の許可制となっている。その許可は、都市ガス事業と異なり、地点、すなわちガスメーター単位で行われ、許可を受けた供給地点については、他の簡易ガス事業者は参入できない一方、許可を受けた事業者には、「供給地点における一般の需要に応ずるガスの供給を拒んではならない」との供給義務が課される。また、料金その他供給条件を約款として定め、経済産業大臣の認可を受ける必要がある。

本制度の特徴は、1.にあるとおり、事業開始の許可審査において都市ガス事業との関係について調

整が行われることにある。すなわち、供給区域内での簡易ガス事業の許可に際しては、都市ガス供給区域内では都市ガス導管の計画的な敷設が地域全体の消費者の利益の上で望ましいとの基本的考え方に立ち、そうした消費者の利益を阻害しないか審査される。一方、簡易ガス事業の供給地点を含む都市ガス供給区域の設定については、そのような審査は行われない。

併せて、二重投資を排除する観点から、簡易ガス事業の許可に際し、他の簡易ガスのみならず既存の一般ガス事業のものも含め、ガス工作物が著しく過剰とならないか審査される。ただし、前述のように、一般ガスと簡易ガスは事業の性格を異にすることから、両者が並存することによる二重投資の弊害は簡易ガス同士や一般ガス同士の場合より少ないものと考えられており、簡易ガス同士や一般ガス同士の場合のように原則1地区（地点）1事業者の独占という考え方はとられていない。

なお、都市ガス事業者が自らの供給区域内に簡易ガス事業の供給地点を設ける場合は、当該地点に都市ガス導管が延伸するまでの過渡的措置として将来における都市ガス導管と連結する前提の下、その簡易ガス事業を都市ガス事業とみなして事業が許可される。

（参考）ガス事業法第37条の4

経済産業局長は、第37条の2の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

1～2 （略）

3 その供給地点が一般ガス事業者の供給区域内にあるものにあつては、その簡易ガス事業の開始によつてその一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある地域についてその一般ガス事業者の適切かつ確実なガスの供給計画がある場合には、その簡易ガス事業の開始により、当該地域におけるガスの使用者の当該供給計画の実施によつて受けるべき利益が阻害されないこと。

4～8 （略）

簡易ガス事業者からは、こうした規制による不合理が生じているとの指摘がある。例えば、都市ガス供給区域内の利用者が災害時のリスク分散の観点から簡易ガスも利用したいと要望しても供給を行えない、あるいは、都市ガスのガス導管が付近にあるがまだ届いていない地域で簡易ガス事業が許可されず、いずれのサービスも提供されない事態（お見合い状態）が生じた例が指摘されている。

また、ガス事業法の対象となる簡易ガス事業と液石法の対象となるLPガス事業の境界を、団地の戸数（70戸）で画一的に区切ることの不合理に関する指摘もある。例えば、2つの隣接する70戸以下の団地で、LPガスの導管供給事業を行っている事業者同士が効率化のため合併する場合、合計で70戸以上になると事業の実態が変わらないにもかかわらず、新たに簡易ガス事業の許可を要することとなる。都市ガス供給区域内ではこの許可を得ることが困難なため、合併を断念せざるを得ない事例が生じている、との指摘がある。

3. 簡易ガス事業の事業概要

（1）事業者数及び事業主体の現状

2013年3月時点で、簡易ガス事業者数は全国で1,452となっている。所管する経済産業局ごとにみると、特に関東（401）、九州（240）において多く、九州は近畿（193）より多くなっている。一方、供給先の需要家数別でみると、いずれの地域においても需要家数が200以下の小規模な事業者が多い。

【図表 3-1-1】 経済産業局別、需要家数別、簡易ガス事業者数

局名	合計										構成比 (%)	
	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄		
需要家数												
70～99	5	25	51	20	3	26	25	10	34	1	200	14%
100～199	10	26	82	25	8	38	21	13	45	5	273	19%
200～299	4	19	51	7	8	20	14	10	27	2	162	11%
300～399	6	8	38	7	6	18	12	2	24	5	126	9%
400～499	6	7	33	5	3	18	6	13	12	4	107	7%
500～599	3	10	15	8	3	5	7	2	15	0	68	5%
600～699	3	3	18	6	0	6	5	3	10	0	54	4%
700～799	3	6	7	3	0	4	7	2	8	1	41	3%
800～899	0	10	12	3	1	7	6	0	9	0	48	3%
900～999	3	4	15	4	0	0	4	0	2	0	32	2%
1,000～1,999	3	14	37	13	5	27	25	11	27	5	167	12%
2,000～2,999	1	15	17	3	3	9	8	2	11	0	69	5%
3,000～3,999	0	3	7	3	1	7	7	0	4	3	35	2%
4,000～4,999	2	2	4	1	0	1	0	0	5	1	16	1%
5,000～9,999	1	4	7	3	0	5	2	1	5	1	29	2%
10,000～	3	2	7	4	2	2	1	2	2	0	25	2%
合計	53	158	401	115	43	193	150	71	240	28	1,452	100%

出典：資源エネルギー庁調べ（平成 24 年度）

事業主体でみると、供給地点数で 2 万を超える大規模事業者が 11 社ある。これらは、大手 LP ガス事業者又は大手一般ガス事業者の LP ガス子会社である。

一方、地方の一般ガス事業者の中には、自社の供給区域の周辺部で、自ら又は関連会社において簡易ガス事業や LP ガス事業を営み、需要の状況に応じて供給手段を選択しつつ事業を行っている場合も多い。

【図表 3-1-2】 大手簡易ガス事業者

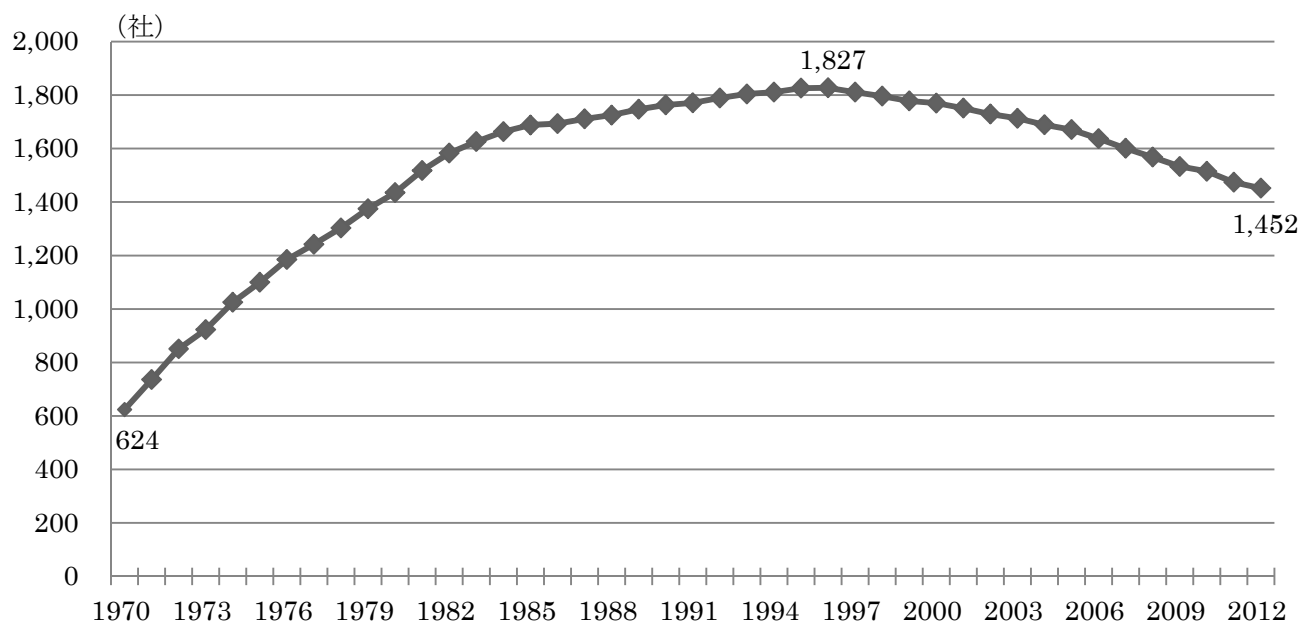
	供給地点数	販売量 (m3)	販売量シェア (%)
1 日本瓦斯(株)	115,912	11,562,106	6.7
2 西部ガスエネルギー(株)	84,559	7,570,761	4.4
3 東邦液化ガス(株)	53,388	6,439,737	3.7
4 堀川産業(株)	46,656	5,004,391	2.9
5 大阪ガス LPG(株)	45,661	4,450,218	2.6
6 (株)サイサン	50,480	4,508,263	2.6
7 伊丹産業(株)	41,060	3,322,378	1.9
8 北ガスジェネックス(株)	61,684	3,087,370	1.8
9 東部液化石油(株)	27,731	2,373,089	1.4
10 広島ガスプロパン(株)	21,836	2,115,256	1.2
全社計	1,869,639	173,328,255	100

出典：資源エネルギー庁調べ

(2) 事業者数及び需要家件数の推移

事業者数の推移を見ると、簡易ガス事業制度が創設された1970年の624事業者から1996年の1827件へと約3倍に増加した。しかしながら、2000年代後半以降、建物の取り壊し・廃止、一般ガス事業への転換や需要家減少による経営難からの撤退等を理由として事業者数は減少し、2013年3月時点において事業者数は1,452となっている。

【図表 3-2-1】簡易ガス事業者数の推移



出典：資源エネルギー庁「ガス事業生産動態統計調査」

なお、地域別の事業者数の変遷について、1989年を100とし、その後の増減を見ると、近畿地域の減少率が最も大きく(▲31%)、その他、四国(▲24%)、中部(▲20%)、中国(▲20%)、関東(▲13%)等で減少率が大きくなっている。

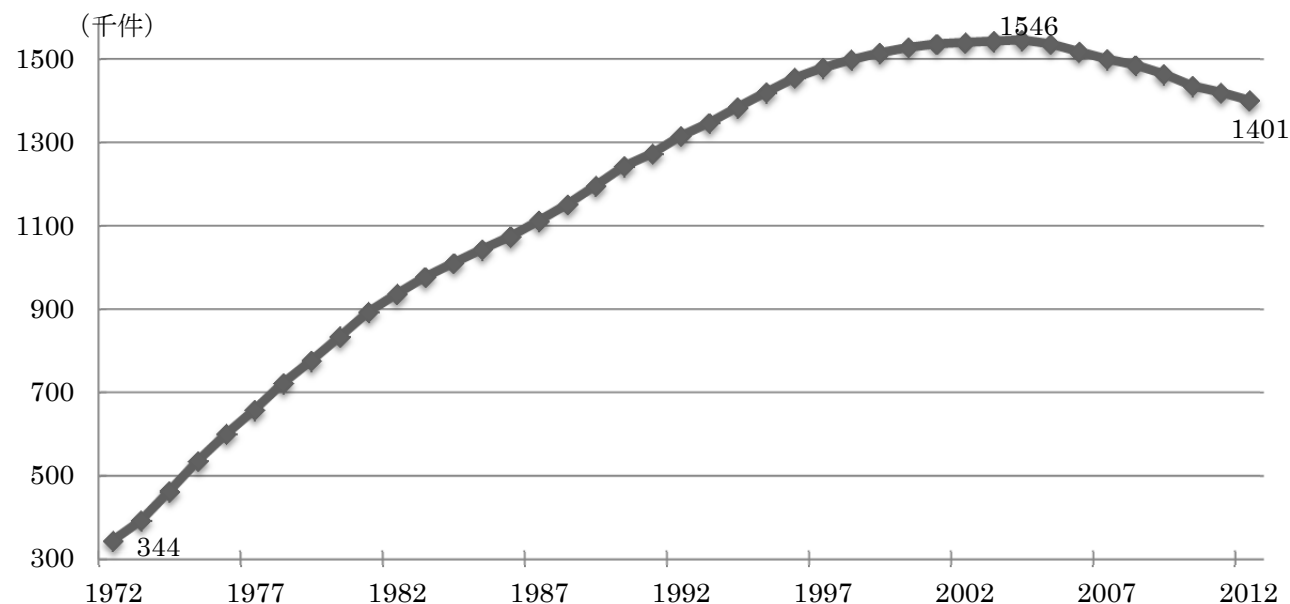
【図表 3-2-2】地域別の簡易ガス事業者数の変遷

	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国計
1989	52 (100%)	163 (100%)	462 (100%)	143 (100%)	45 (100%)	281 (100%)	187 (100%)	93 (100%)	264 (100%)	35 (100%)	1,725 (100%)
1993	56 (108%)	170 (104%)	485 (105%)	144 (101%)	51 (113%)	282 (100%)	188 (101%)	94 (101%)	277 (105%)	42 (120%)	1,789 (104%)
1998	57 (110%)	182 (112%)	489 (106%)	148 (103%)	55 (122%)	270 (96%)	186 (99%)	105 (113%)	281 (106%)	38 (109%)	1,811 (105%)
2003	60 (115%)	183 (112%)	482 (104%)	136 (95%)	51 (113%)	251 (89%)	173 (93%)	82 (88%)	284 (108%)	27 (77%)	1,729 (100%)
2008	60 (115%)	170 (104%)	442 (96%)	125 (87%)	45 (100%)	226 (80%)	163 (87%)	79 (85%)	263 (100%)	28 (80%)	1,601 (93%)
2013	53 (102%)	158 (97%)	401 (87%)	115 (80%)	43 (96%)	193 (69%)	150 (80%)	71 (76%)	240 (91%)	28 (80%)	1,452 (84%)

出典：日本ガス協会「ガス事業便覧」平成元年版、平成5年版、平成10年版、平成15年版、平成20年版、平成25年版

需要家件数については、1972年の34万件から2004年の155万件へと増加した。しかしながら、事業者数と同様、2000年代後半以降減少している。2013年3月時点において需要家件数は140万件となっている。

【図表 3-2-3】 需要家件数の推移

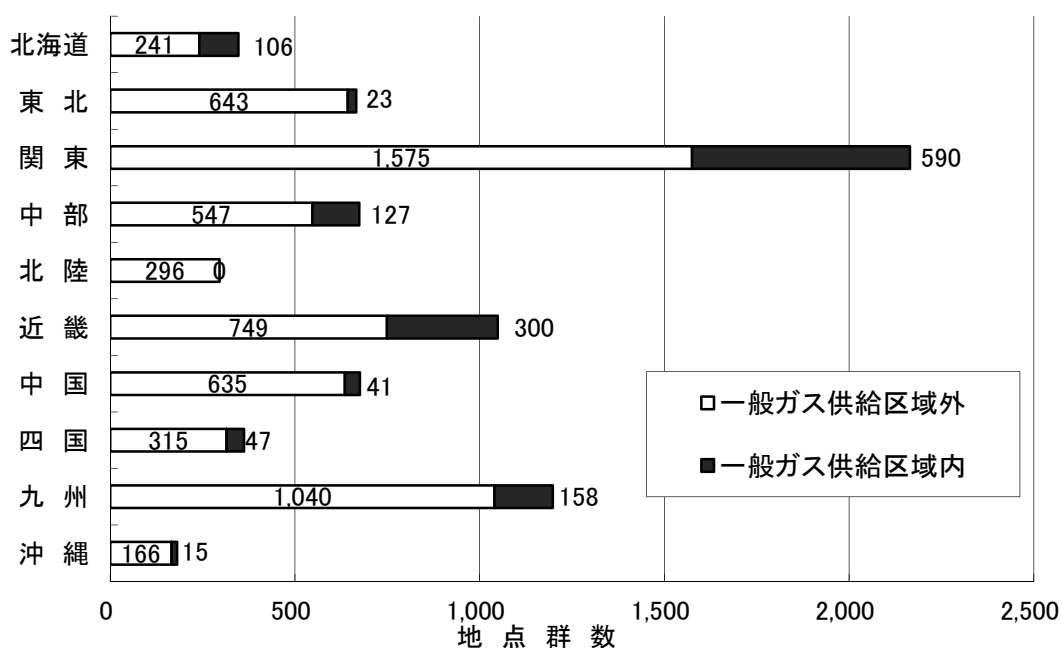


出典：資源エネルギー庁「ガス事業生産動態統計調査」(平成24年度)

(3) 供給地点群数 (団地数)

2013年3月現在、簡易ガス事業者の供給地点群、すなわち供給先の団地数は、全国で7,614、うち一般ガス事業者の供給区域内にあるものは1,407となっている。

【図表 3-3-1】 供給地点群数の分布 (2012年度末)

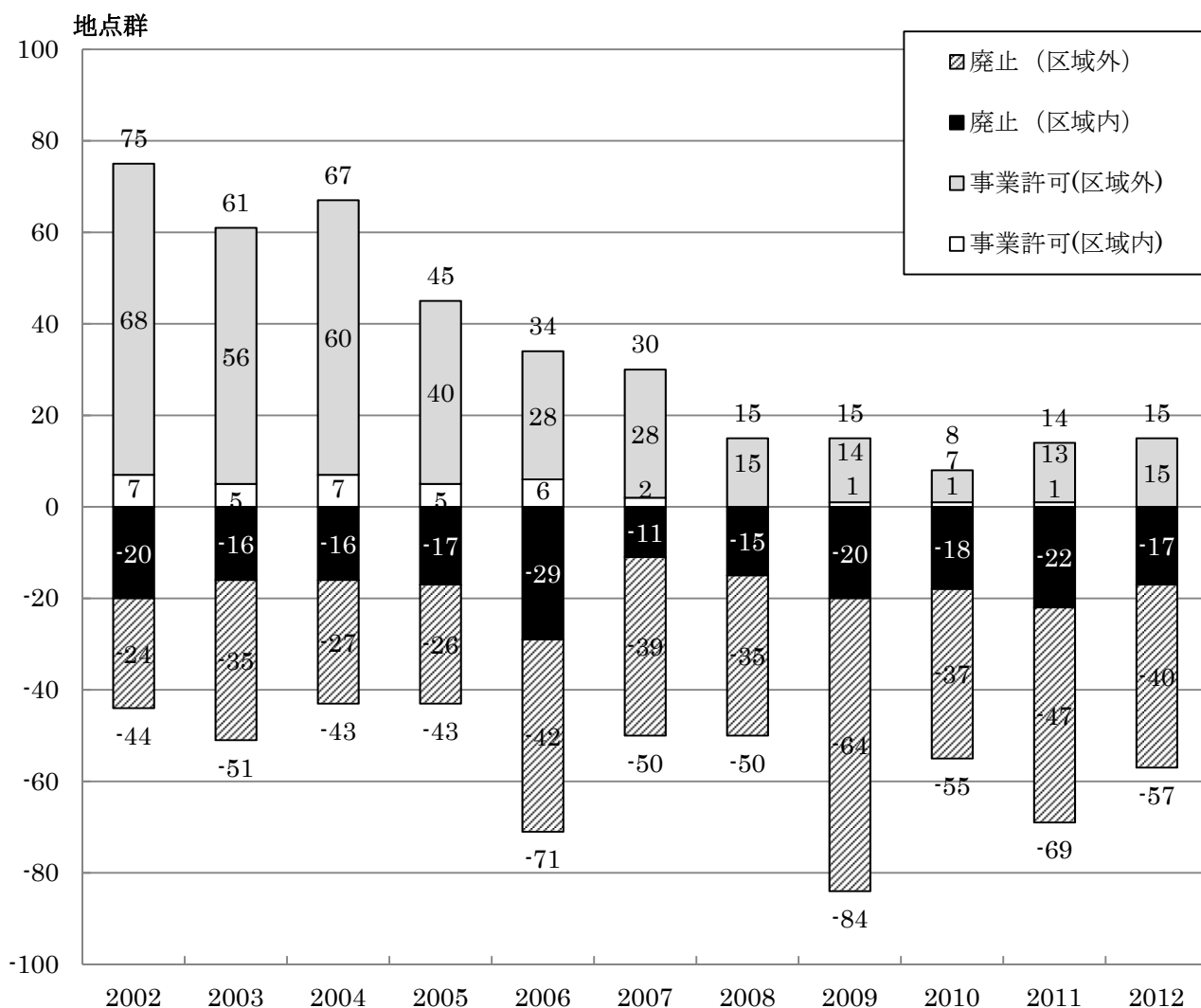


出典：資源エネルギー庁「簡易ガスの概要」2012年度

供給地点群の推移を見ると、2006年度以降、供給地点群の廃止が新規許可を上回り、地点群数が減少していることがわかる。また、一般ガスの供給区域内においては、近年ほとんど新規の許可はなく、毎年10～20件程度の供給地点群が廃止されている。

供給区域内の新規許可が減少している理由としては、後述する人口の都心回帰に加え、一般ガス事業の供給区域の見直しが挙げられる。制度創設以降、郊外で急増する需要を都市ガスで満たすため、計画的かつ大規模な導管延伸を見込んで一般ガス事業者の供給区域が設定された。しかしながら、許可時点から相当期間が経過しているものの、ガス事業が開始されない未普及供給区域が増えてきた。これを受け、1999年に通商産業省は未普及供給区域について字単位で減区を行う旨通達した。現在では、一般ガス事業者の設定供給区域と、実際に導管延伸されている地域との相違は小さくなっている。これらを背景に、制度創設時に想定された事象、すなわち、一般ガス供給区域内でガス導管の延伸していない地域に新規に大規模需要が発生することが少なくなっている。

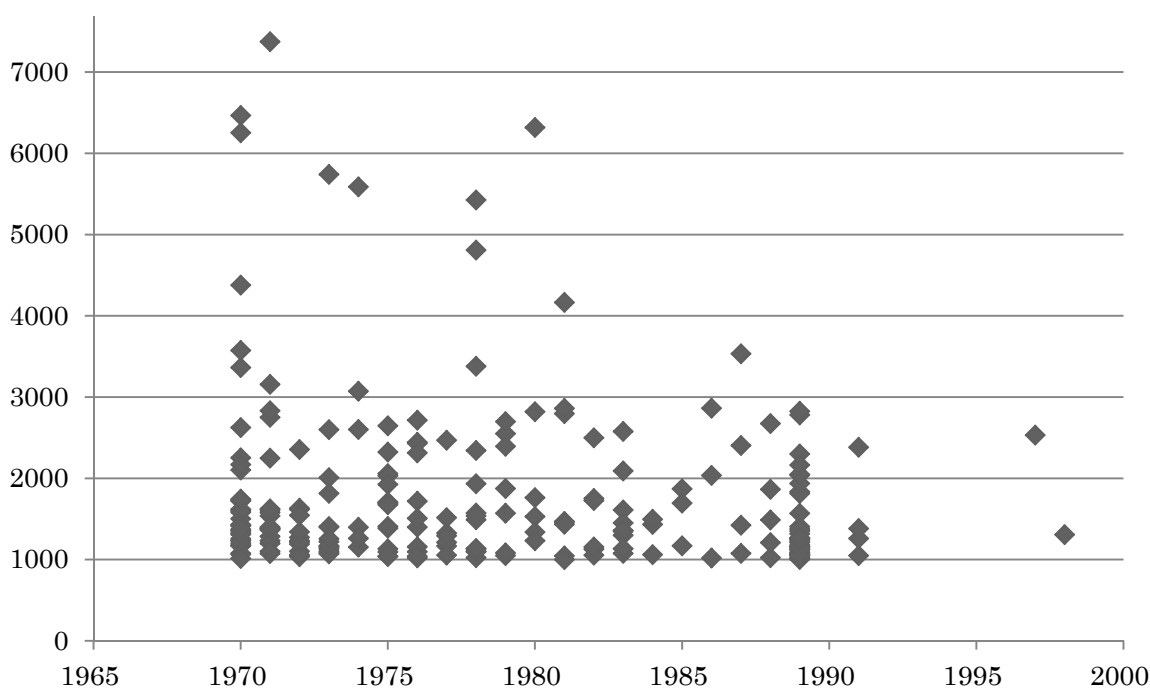
【図表 3-3-2】供給地点群の新規許可数及び廃止数の推移



出典：資源エネルギー庁「簡易ガスの概要」2012年度

次に、簡易ガス事業が開始された1供給地点群あたりの需要家件数が1,000件以上の大型団地に係る許可を見ると、1970年代～90年代は多かったが、1990年代以降、ほとんど行われていない。

【図表 3-3-3】大型団地（1,000 地点以上）の規模と許可時期
（1 団地あたりの地点数）



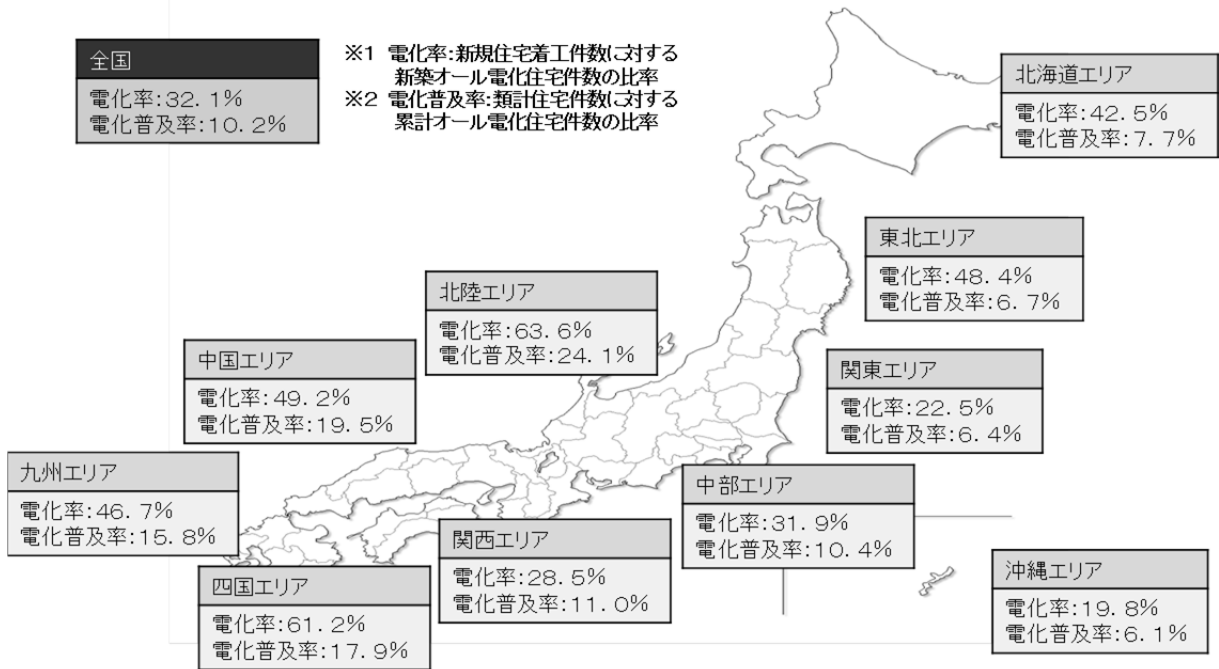
出典：日本ガス協会「ガス事業便覧」平成24年版

このように、簡易ガス事業の団地数が減少し、大型団地の新たな許可がほとんど行われていない理由として、人口動態の変化が考えられる。1990年代以降、都市部から郊外への転出が減少する一方、郊外から都市部への転入が増加するようになった。特に1990年代後半、都心部は人口流入超過となり、人口の都心回帰が顕著となっている。このような人口動態を受け、現在では、郊外における大規模な新規宅地造成はかつてのように盛んではない。むしろ、高齢化・人口減少等による建物の取り壊し・廃止等が進んでいる地域もある。

（4）他エネルギーとの競合状況

簡易ガス事業が多い地方部においては、調理、給湯機器等をすべて電化するオール電化住宅が増加している。特に新築市場ではオール電化率が30%を超え、地域によっては60%を超えている。

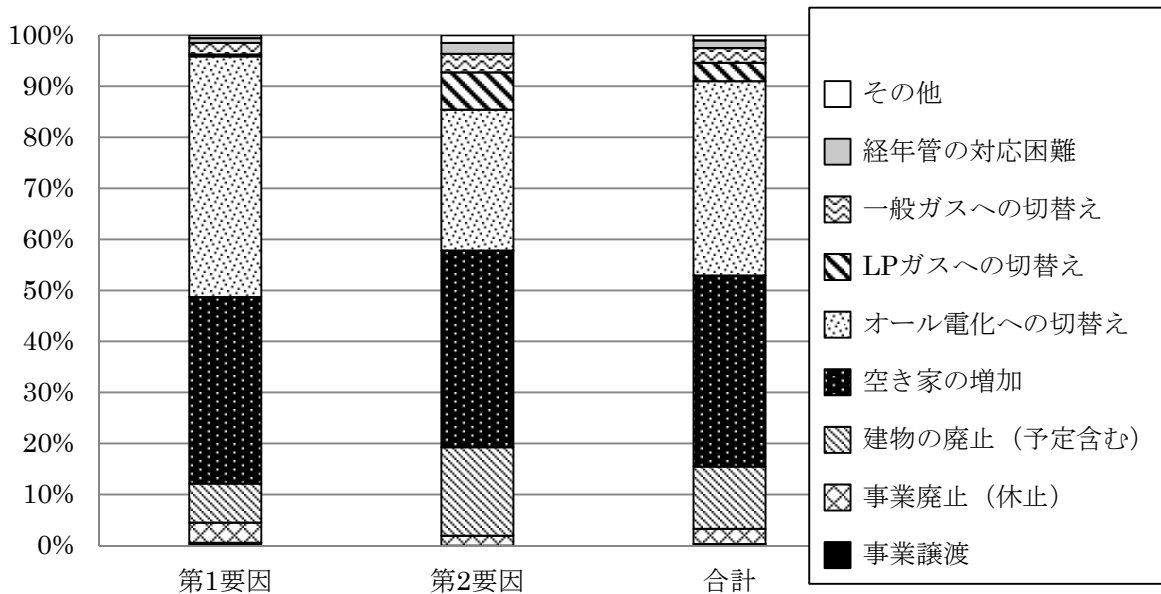
【図表 3-4-1】 オール電化住宅の地域別普及率



出典：エネルギー需要家別マーケット調査要覧 2012〔住宅分野編〕（株式会社富士経済）

経済産業省が2012年に行ったアンケート調査（回答率47%）によれば、調定数（実際にガスを使用している需要家数）が減少したと回答した事業者が540あった。これらの事業者のうち約4割が、減少理由としてオール電化の普及を挙げている。

【図表 3-4-2】 簡易ガス調定数減少の理由



出典：資源エネルギー庁「ガス事業者の経営実態等に関する調査」2013年